

用語の定義

本年報における主な用語の定義は以下のとおりである。なお、本文中に特段の記載がない限り平成29年3月31日時点の定義である。

I 一般職業紹介関係

① 全数

新規学卒者を除き、「常用」及び「臨時・季節」を合わせたものをいう。

② 常用

雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

③ 臨時・季節

「臨時」とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められている仕事をいい、「季節」とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない。）を定めて就労するものをいう。

④ 一般

「パートタイム」以外のものをいう。

⑤ 一般常用

「一般」のうち、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

⑥ パートタイム

1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短いものをいう。

⑦ 常用的パートタイム

「パートタイム」のうち、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

⑧ 新規求職者数

期間中に新たに受け付けた求職申込者の数をいう。

⑨ 月間有効求職者数（有効求職者数）

「前月から繰越された有効求職者数」と当月の「新規求職者数」の合計数をいう。

⑩ 前月から繰越された有効求職者数

前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者の数をいう。

⑪ 紹介件数

求職者と求人の結合を図るため紹介した件数（他安定所からの連絡求人分への紹介を含む。）

⑫ 就職件数

自安定所の有効求職者が自安定所紹介により就職したことを確認した件数（他安定所からの連絡求人分を含む。）をいう。

⑬ 新規求人数

期間中に新たに受け付けた求人数（採用予定人数）をいう。

⑭ 月間有効求人数（有効求人数）

「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。

⑮ 前月から繰越された有効求人数

前月末日現在において、有効期限が翌月以降にまたがっている求人票の未充足の求人数をいう。

⑯ 充足数

自安定所の有効求人が、安定所（求人連絡先の安定所を含む。）の紹介により求職者と結合した件数をいう。

⑰ 求人倍率

求職者数に対する求人数の割合をいい、「新規求人数」を「新規求職者数」で除して得た「新規求人倍率」と、「月間有効求人数（有効求人数）」を「月間有効求職者数（有効求職者数）」で除して得た「有効求人倍率」の2種類がある。

⑯ 紹介倍率

求職者に対する紹介件数の割合をいい、「紹介件数」を「新規求職者数」で除して算出したものをいう。

⑯ 就職率

求職者数に対する就職件数の割合をいい、「就職件数」を「新規求職者数」で除して算出したものをいう。

⑯ 充足率

求人数に対する充足された求人の割合をいい、「充足数」を「新規求人数」で除して算出したものをいう。

㉑ 雇用保険受給者

基本手当（一般求職者給付）に係る受給資格決定後、基本手当の支給（各種延長給付を含む。）を終了するまでの者をいう。

㉒ 広域職業紹介

都道府県域を超える職業紹介をいう。

㉓ マザーズハローワーク

子育てをしながら就職を希望している求職者に対し、キッズコーナーの設置など子ども連れで来所しやすい環境を整備し、担当者制による職業相談、地方公共団体

等との連携による保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を行っているハローワークをいう。

II 中高年齢者職業紹介関係

① 中高年齢者

45歳以上の者をいう。

② 高年齢者雇用確保措置

65歳までの安定した雇用を確保するため、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、企業に義務付けられた措置（「定年制の廃止」、「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれか。）をいう。

III 障害者職業紹介関係

3. 障害者雇用状況（各年6月1日現在）

① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数

常用労働者数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数をいう。

② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数

職員数から除外率職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数をいう。

③ 障害者数

身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計をいう。短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

IV 新規学校卒業者職業紹介関係

新規学校卒業者（新規学卒者）

卒業年の6月末日までに、公共職業安定所及び学校（職業安定法第27条及び第33条の2第1項第1号の規定による学校）において取り扱ったものをいう。

V 特別雇用対策関係

1. 外国人職業紹介関係

① 高度人材

「技術・人文知識・国際業務」、「技能」といった専門的・技術的分野の在留資格

を持つ外国人をいう。

② 留学生

在留資格「留学」の者及び卒業後、引き続き就職活動をするため、在留資格を「特定活動」に変更した者をいう。

③ 一般外国人

就労制限のない在留資格及びアルバイトを希望する留学生をいう。

3. 日雇労働者職業紹介関係

① 連絡求人數

自所で求人申込を受け、他所で紹介を行うため連絡を行った求人數をいう。

② 交付

雇用保険の日雇労働被保険者手帳の新規交付数（再求職を含む。）をいう。

③ 抹消

有効期間内に来所がなく求職無効になった者や日雇労働者被保険者手帳を返納したもの等の数をいう。

④ 月末有効数

前月から繰り越された日雇労働被保険者手帳の有効数と新規交付数の合計をいう。

⑤ 不就労者数

窓口に来所したが、紹介を受けられなかった者の数をいう。

⑥ 認定延日数

失業給付の受給資格を有する者のうち給付を受けた日の延数をいう。

4. 港湾労働者職業紹介関係

① 直接雇用

事業所が直接募集を行い雇用した数をいう。

VI 職業訓練関係

① 求職者支援訓練

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」に基づき、主に雇用保険を受給できない者に対し、基礎的能力から実践的能力までを一括して付与する職業訓練をいう。

② 訓練実施計画数

訓練実施計画数 地域職業訓練協議会が策定した求職者支援訓練の定員数の上限をいう。単位は人。

③ 認定計画数

各訓練実施機関からの申請を受け、厚生労働大臣が認定した定員数をいう。単位は人。

④ 公共職業訓練

職業能力開発促進法に基づき、主に雇用保険受給者に対して実践的能力を習得させる職業訓練をいう。

⑤ **施設内訓練**

公共職業能力開発施設（東京都立職業能力開発センターの各校）内で行われる公共職業訓練をいう。

⑥ **委託訓練**

東京都が、民間教育訓練機関・大学・企業等に委託し行われる公共職業訓練をいう。

VII 雇用安定事業等給付関係

5. トライアル雇用奨励金支給状況（平成28年度）

① **未経験者**

紹介日において、就労の経験のない職業に就くことを希望する者をいう。

② **既卒者**

紹介日において、学校を卒業した日の翌日から当該卒業した日の属する年度の翌年度以降3年以内である者であって、卒業後において安定した職業に就いていない者をいう。

③ **2回以上離職者**

紹介日前2年以内に、2回以上離職又は転職を繰り返している者をいう。

④ **1年超離職者**

紹介日前において離職している期間が1年を超えている者をいう。

VIII 事業所・継続給付関係

① **適用事業所数**

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」の規定により雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の事業所数をいう。

② **被保険者数**

適用事業に雇用される労働者であって、雇用保険法第6条各号に掲げる者以外の者の数をいう。

③ **離職票交付数**

公共職業安定所長が、離職により被保険者でなくなったことの確認を行った者に交付した離職票の数をいう。

④ **資格取得者**

雇用される事業主より雇用保険被保険者として資格取得手続きがなされた者をいう。

⑤ **資格喪失者**

雇用保険被保険者が離職、死亡等により被保険者でなくなったことにより資格喪失手続きがなされた者をいう。

⑥ 労働保険事務組合

中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合又は協同組合連合会及びその他の事業主団体又はその連合団体が、その構成員である事業主又はその構成団体の構成員である事業主並びに構成員以外の事業主であって一定の範囲のものの委託を受けて労働保険事務を処理するために、厚生労働大臣の認可を受けた事業主団体のことをいう。

⑦ 任適事業所

個人経営の農林水産業（農業用水供給事業、もやし製造業を除く。）で、雇用している労働者が常時5人未満の事業を暫定任意適用事業といい、当該事業主が労働者の2分の1以上の加入希望に基づき、都道府県労働局長に任意加入の申請を行い認可された事業所のことをいう。

⑧ 高年齢雇用継続給付

高年齢雇用継続基本給付金と高年齢再就職給付金の2種類があり、前者は一般被保険者期間が5年以上ある被保険者が、60歳以後基本手当を受給することなく、60歳到達時点の賃金に比べて75%未満の賃金で就労しているときに、65歳に達する月まで各月の賃金の15%を限度として支給される制度をいう。後者は基本手当の支給を受けたことがある者（基本手当の算定基礎期間が5年以上あり、かつ、支給残日数が100日以上あることを要する。）が、60歳以後安定した職業に就いた場合であつて、再就職前に受給していた雇用保険の基本手当の算定の基礎となった賃金日額×30に相当する額の75%未満で就労しているときに、各月の賃金の15%を限度として支給される制度をいう。（基本手当の支給残日数が200日以上である時は2年間、100日以上200日未満であるときは1年間。）

⑨ 育児休業給付

一般被保険者及び高年齢被保険者が、1歳（※）（その子が1歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合には1歳半）に満たない子を養育するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前2年間にみなし被保険者期間が通算して12か月以上であったときに、当該休業期間中に育児休業開始前賃金の原則50%（開始から180日目までは67%）相当額が支給される制度をいう。

※当該労働者の配偶者が、子の1歳に達する日以前のいずれかの日において当該子を養育するための休業をしている場合は1歳2か月（パパ・ママ育休プラス制度、平成22年6月30日施行）。なお、平成22年3月31日までに育児休業を開始した者については、育児休業基本給付金と育児休業者職場復帰給付金が支給された。

⑩ 介護休業給付

一般被保険者及び高年齢被保険者が、対象家族を介護するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前 2 年間にみなし被保険者期間が通算して 12 か月以上であったときに、支給単位期間（最長 3 か月）について介護休業開始前賃金の原則 67%（平成 28 年 7 月 31 日までに介護休業を開始した場合は 40%）相当額が支給される制度をいう。

IX 給付関係

① 受給資格決定

離職者の提出した離職票に基づき、公共職業安定所長が基本手当の支給を受ける資格ありと決定することをいう。この手続きを経たものを受給資格者という。

② 初回受給者

同一受給期間内における基本手当等の第 1 回目の支給を受けた者をいう。

③ 受給者実人員

一定の期間内において給付を受けた受給資格者の延べ数をいう。

④ 基本手当

一般被保険者が失業し、雇用保険法第 13 条の受給要件を満たしているときに支給される手当をいう。

⑤ 支給終了者数

基本手当所定給付日数分等の各給付の支給を満了した受給資格者の数をいう。

⑥ 所定給付日数

離職の日における年齢、被保険者期間、離職理由などにより決定される基本手当の支給日数をいう。

⑦ 訓練延長

公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者に対して、当該公共職業訓練等を受ける期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することをいう。

⑧ 広域延長給付

厚生労働大臣が広域職業紹介活動をすることを命じた地域において、公共職業安定所長が当該地域に係る広域職業紹介活動により職業のあっせんを受けることが適当であると認められる受給資格者について、一定の指定期間内に限り所定給付日数を超えて基本手当を支給することをいう。

⑨ 全国延長給付

失業の状況が全国的に著しく悪化し、連続する 4 月間について基本受給率がそれぞれ 4% を超えることかつ初回受給率が低下する傾向にない状況にあり、かつこれらの状態が継続すると認められた場合に、全ての受給資格者について、90 日を限度に

所定給付日数を超えて基本手当を支給することをいう。

⑩ 受給期間延長

受給期間（※）内に、妊娠、出産、育児等の理由により引き続き 30 日以上職業に就くことができない日がある場合又は受給資格に係る離職が定年等の理由による者が当該離職後一定期間求職の申し込みをしないことを希望する場合において、受給期間を延長することをいう。

※受給期間：基本手当の支給を受けることができる期間（原則として、受給資格に係る離職の日の翌日から起算して 1 年間）

⑪ 待期手当

公共職業訓練等を受けるために待期している受給資格者に対しては、当該待期している期間のうち当該公共職業訓練等を受け始める日の前日までの引き続く 90 日間の期間内の失業している日について、当該受給資格者に対してその所定給付日数を超えて支給する手当をいう。

⑫ 終了後手当

公共職業訓練等を受け終わった者に対する訓練延長給付をいう。

⑬ 技能習得手当

受給資格者が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給される手当をいう。

受講手当：日額 500 円、（支給上限日数 40 日）通所手当：運賃相当額（上限あり）

⑭ 寄宿手当

受給資格者が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受ける場合に、その扶養する同居の親族と別居して寄宿する場合に支給される手当をいう。

⑮ 傷病手当

受給資格者が、離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申し込みをした後、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合に支給される手当をいう。

⑯ 高年齢者求職者給付

高年齢被保険者が失業した場合において、被保険者期間に応じて支給される手当をいう。

⑰ 短期雇用特例求職者給付

短期雇用特例被保険者が失業し、離職の日以前 1 年間に被保険者期間が 6 か月以上ある場合に、支給される手当をいう。

⑱ 日雇労働求職者給付金

普通給付

継続する 2 月間に 26 日分以上の印紙保険料を納付した者に、その翌月において印紙保険料の納付日数に応じて 13 日～17 日分の範囲内で失業している日について支給される給付金をいう。

特例給付

継続する 6 月間に各月 11 日分以上かつ通算して 78 日分以上印紙保険料を納付した者にその翌月以降 4 月間において 60 日分を限度として失業している日について支給される給付金をいう。

⑯ 再就職手当

基本手当所定給付日数分の支給残日数が 3 分の 1 以上である受給資格者が安定した職業に就いた場合であって、公共職業安定所長が必要と認めた時に支給される手当をいう。

⑰ 就業促進定着手当

再就職手当の受給者であって同手当の支給に係る同一事業主に引き続いて 6 か月以上継続して雇用され、みなし賃金日額が算定基礎賃金日額を下回った場合に、その差額に当該 6 か月の賃金支払基礎日数を乗じて得た額が支給される手当をいう。

⑱ 就業手当

基本手当所定給付日数分の支給残日数が 3 分の 1 以上かつ 45 日以上である受給資格者が再就職手当の支給対象とならない形態で就業した場合において一定の要件を満たしたときに支給される手当をいう。

⑲ 常用就職支度手当

受給資格者等であって、身体障害者その他の就職が困難である者が、安定した職業に就いた場合に、45 日～90 日に 40% を乗じて得た額を基本手当日額に乗じた額が支給される手当をいう。

⑳ 移転費

受給資格者等が安定所の紹介した職業（※）に就くため又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する場合であって、公共職業安定所長が必要があると認めたときに支給される給付をいう。

※平成 30 年 1 月 1 日以降は特定地方公共団体又は職業紹介事業者が紹介した職業も含む。

㉑ 広域求職活動費

受給資格者等が安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合であって、公共職業安定所長が必要があると認めた時に支給される給付をいう。

㉒ 給付制限

公共職業安定所長が受給資格者に対し各種要件により、一定期間基本手当を支給しないことをいう。

㉓ 一般教育訓練給付

一般被保険者期間が 3 年以上である者又はあった者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し、修了した場合に教育訓練施設に支払った教育訓練経費の 20% に相当する額が支給される給付をいう。

(27) 専門実践教育訓練給付

一般被保険者期間が 10 年以上である者又はあった者が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練（訓練期間 1～3 年）を受講している間、また、修了した場合に教育訓練施設に支払った教育訓練経費の 40%（※50%）に相当する額が支給される給付をいう。

（支給申請は受講開始日から 6 か月毎に行い、専門実践教育訓練修了後要件を満たした場合は、教育訓練経費の 60%（※70%）に相当する額（差額）が支給される。）

※（）内は平成 30 年 1 月 1 日以降の支給率

(28) 教育訓練支援給付金

専門実践教育訓練の教育訓練給付を受給できる者のうち、受講開始日において 45 歳未満で離職しているなど、一定の要件を満たす場合に、基本手当の日額に相当する額の 50%（平成 30 年 1 月 1 日以降は 80%）の支給を受けられる給付をいう。

（支給申請は受講開始日から 2 か月毎に行い、専門実践教育訓練給付を適切に受講している期間について給付を受けることができる。）

※平成 30 年度までの暫定措置。

X 返納金関係

① 歳入金

国税や社会保険料などとして国が受け入れる国庫金をいう。

② 返納金

法令の規定に基づく返還命令による補助金、保険金、その他の納付金の返還金をいう。

③ 徴収決定済額

返還命令等に基づき調査決定した債権の金額をいう。

④ 収納済歳入額

調査決定された債権のうち収納した金額をいう。

⑤ 不納欠損額

時効完成他、国の徴収権を放棄した債権金額をいう。

⑥ 収納未済歳入額

調査決定された債権のうち未回収となっている金額をいう。